

助け合い 生きる安心 社会保険

社|会|保|険 しまね

令和元年 11月号

No.824

Index

P2. 日本年金機構からのお知らせ

P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ

鷺浦隧道 (島根県出雲市)

出雲大社の裏側に位置する港町、鷺浦。1935年に地元の人たちの手で掘られたこのトンネルの先に、歴史を感じさせる街並みが広がります。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。
また、今回は税務署からの税制改正にかかる説明時間(15分程度)を設定しています。



出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

対象者

- ① 新任担当の方
- ② 新規加入事業所の方
- ③ その他受講を希望される方

地区	開催日	時間	会場
松江	12月5日(木)	13:30~16:00	くにびきメッセ(601大会議室) [※]
出雲	12月6日(金)		出雲市民会館(302研修室)
浜田	12月13日(金)		サンマリン浜田(研修室)

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

20歳到達時の国民年金の加入手続きが変わりました。

令和元年10月以降、20歳になった方には、
日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。

※厚生年金又は共済年金に加入している方を除きます。
※令和元年10月前に20歳になった方には、国民年金に加入するための手続きの案内を送付していました。

20歳になってから、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」「保険料の納付猶予と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒」が送付されます。

「年金手帳」は別途送付します。「年金手帳」は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。(厚生年金の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方(していた方)にはお送りしません。)

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金の加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金加入手続きが必要なため、お住いの市(区)役所又は町村役場、もしくはお近くの年金事務所まで手続きをしてください。

なお、以下に該当する方は、国民年金第1号被保険者として加入する必要はありません。

●20歳直前で海外出国され、「国民年金加入のお知らせ」が届いた方

▶ お近くの年金事務所へご連絡ください。

●20歳になったときに、配偶者(厚生年金・共済年金に加入されている方)の扶養となっている方

▶ 配偶者の勤務先に連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。



匹見峡(益田市)

保険料の納付について

「国民年金加入のお知らせ」に同封している納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

保険料の納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。(学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。)

詳しいお手続きについては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540

■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

生活習慣病予防健診に関するお知らせ

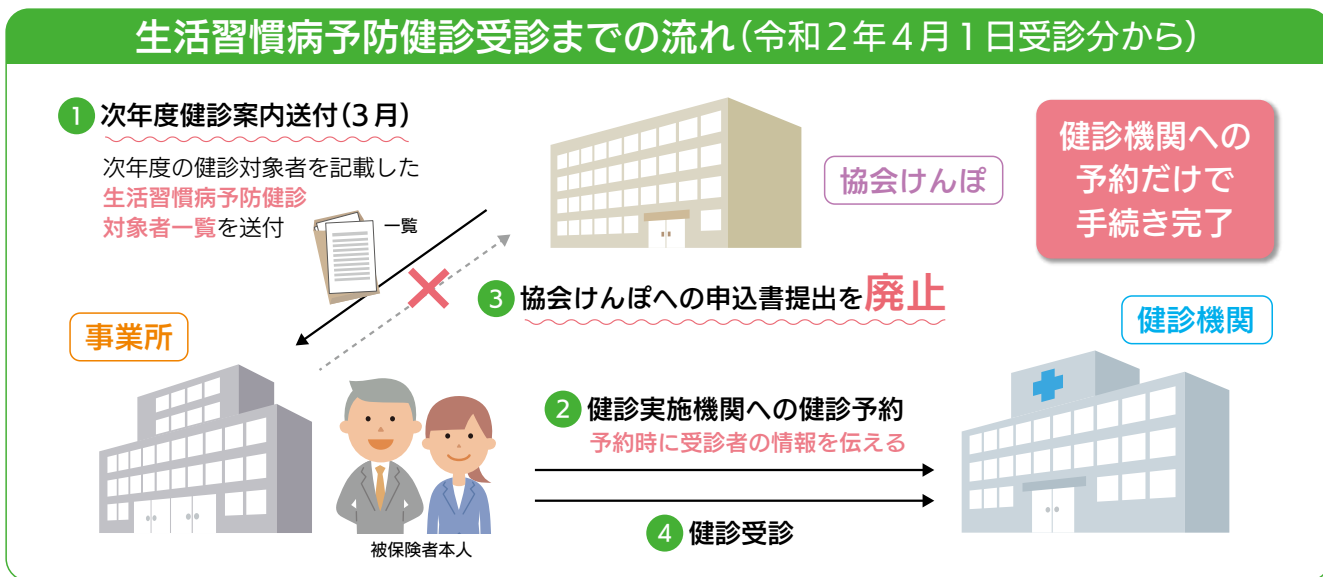
令和2年度受診分より
協会けんぽへの申込みが不要になります。

!! 手続きがスムーズに !!



協会けんぽでは、生活習慣病の予防等のため、生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。現在、生活習慣病予防健診を受診にするにあたっては、加入者(被保険者)・事業主様から協会けんぽに対する申込みが必要ですが、加入者(被保険者)・事業主様の事務軽減のため、**令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。**

生活習慣病予防健診受診までの流れ(令和2年4月1日受診分から)



●事業主様向け健診案内の内容を変更します。

毎年3月に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付していましたが、**令和2年度受診分からは、健診対象者の情報を記載した「生活習慣病予防健診対象者一覧」を送付します。**当該一覧は申込書ではないため、**協会けんぽへの提出は不要です。**

●インターネットを活用した「情報提供サービス(事業主様向け)」の機能が一部変更されます。

申込書の廃止に伴い、令和2年2月下旬(予定)より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。詳細は協会けんぽホームページより、随時ご案内いたします。

加入者・事業主様へのお願い

●健診実施機関への予約申込みについて

令和2年4月1日受診分より、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、保険証に記載されている記号・番号、保険者番号、生年月日や、受診する健診種類、健診予定日等の情報をお伝えいただく必要があります。

●令和元年度受診分の申込みについて

令和2年3月31日受診分までは、現行どおり申込みが必要です。すみやかな申込みをお願いいたします。
(受診日2週間前までに、協会けんぽへ提出していただきますよう、お願いいたします。)



協会けんぽ島根支部キャラクター <しまめちゃん>

助成
事業

冬期助成事業は12月1日開始です。

ボウリング・スケート・温泉利用など



助成事業の対象は、令和元年度の社会保険協会費を納めていただいている会員事業所の被保険者及び被扶養者の皆様です。今月号に同封してお送りした利用助成券をご活用ください。

通年でご利用いただける助成事業 ※詳細は、当協会ホームページをご確認願います。

プール・ジム利用助成

タイムズカーレンタルの優待サービス

宿泊施設等の優待サービス

健康づくりDVDの貸し出し

報告

「社会保険実務初任者講座〈益田〉」が終了しました

ジュンテンドー研修センターを会場に、9月4日、12日、18日の3日間に分けて開催され、社会保険事務経験が1年未満の担当者の方19名が受講されました。参加者の皆さんは、採用・退職時等に必要な各種届出、社会保険料の計算と納付方法、年金給付及び健康保険の給付等について熱心に受講されていました。



報告

「健康保険給付実務講座」が終了しました

今年度が2回目の開催となったこの講座は、「社会保険の事務手続」「協会けんぽ届出ガイド」等をテキストとして、健康保険の給付実務について解説させていただきました。

講座では、1日目に制度の概要(健康保険制度のしくみ、どんなときにどんな給付が受けられるか等。)。2日目に支給申請書作成上の注意及び支給申請書の書き方などを説明いたしました。特に、2日目の勤務状況等の具体例を用いた傷病手当金支給問題の解説や、実際に傷病手当金支給申請書類を作成する実務では、「初めての書類作成だったが、良い経験ができた。」「支給申請書作成上の注意点が参考になった。」と、たいへん好評でした。

今回は、松江、出雲、浜田、益田の各会場合計で192名の方々に受講していただきました。ありがとうございました。



報告

社会保険ソフトボール大会〈益田会場〉が終了しました

去る10月6日(日)益田市久々茂コミュニティ広場において、第28回益田・鹿足地区大会が開催されました。当初は7月21日に開催する予定でしたが、降雨のため延期とした代替開催です。

代替開催当日の6日も早朝から雨。グラウンドには水たまりが出来ていましたが、選手・益田市ソフトボール協会をはじめとする皆さんのご協力による排水作業等により、1時間遅れで開催することができました。

大会は、7チーム参加によるトーナメント方式で2コートに分かれて開催され、優勝目指して熱戦が繰り広げられました。試合結果等は次のとおりです。

優勝 (医)松ヶ丘病院

最優秀選手 山田智浩 選手 (医)松ヶ丘病院

※ホームページに写真などを掲載しています。

準優勝 (株)和興

優秀選手 田村暢浩 選手 (株)和興

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社|会|保|険|しまね

発行者／(一財)島根県社会保険協会
TEL.0852-27-5059
文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、
全国健康保険協会島根支部

2019.11.14発行
通巻824号

※次回の発行については令和2年1月を予定しています。